

年金制度改革に関する提言 (概要)

2024年11月21日
日本商工会議所・東京商工会議所

【中小企業の経営環境を踏まえた政策の実施を】

- 深刻さを増す人手不足・人材不足が中小企業や地域経済の成長に足かせ。諸制度における就労抑制の誘因を極力排除すべき
- 社会保険料の負担も大きな課題。適正な価格転嫁はもとより、中小企業の経営実態を踏まえつつ、持続的発展に向けた成長戦略・施策の推進を強く期待

【国民の負託に応えられる年金制度にできるかがカギ】

- 今夏の財政検証において、足元では年金給付について過度に悲観的な見方をする必要はないことが示された
- 国が適切と考える社会保障水準とそれに見合った社会保険料について、腰を据えた検討が必要

【将来像の提示と制度再構築に向けた改革の推進が不可欠】

- 今は支える側である現役世代に、将来自分たちも受給できること、適度な物価上昇があれば給付額も増えることなど、政府による正しい理解の促進が重要
- 旧来一般的であった世帯モデルや人々の生き方に基づく制度設計に起因する制度の不具合や不公平(感)解消に向け、抜本的な見直しが必要

《社会環境・構造の変化》

(1) 生産年齢人口の減少

- **2040年代には**現在より2割減となり、**現役世代1.5人で1人の高齢者を支える**ことに
- その後も生産年齢人口の減少は続き、**2070年**になると現在より4割減、**現役世代1.3人で1人の高齢者を支える**ことに

(内閣府「高齢社会白書(令和6年版)」)

(2) 家族・世帯構造の変化

- **専業主婦世帯は共働き世帯の1/3に減少**。単身世帯は増加が続き、2020年には約4割が単身世帯に

(内閣府「男女共同参画白書(令和6年版)」)

(3) 働き方の変化・多様化

- 1984年に604万人(15%)だった**非正規雇用者は2023年に2100万人を超え、労働者の1/3超へと増加**

(厚生労働省「非正規雇用の現状と課題」2024年)

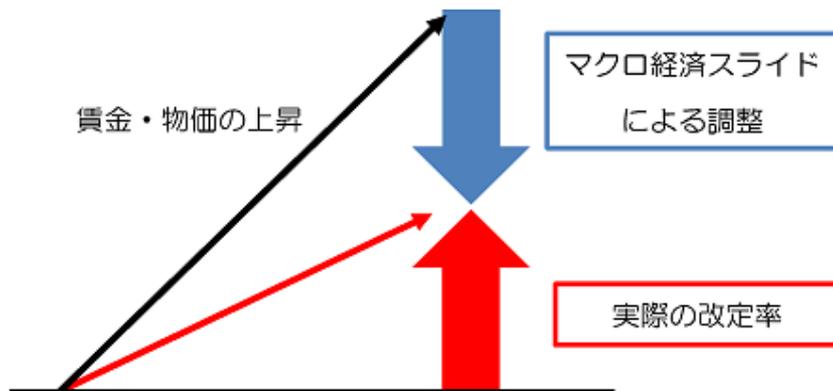
《年金制度をめぐる主な課題》

(1) 「マクロ経済スライド」の不完全発動による機会損失

- 「マクロ経済スライド」が**完全発動されていれば**、2017年時点で**3.3兆円の国費節減効果**があったとの指摘あり (2018年会計検査院報告)

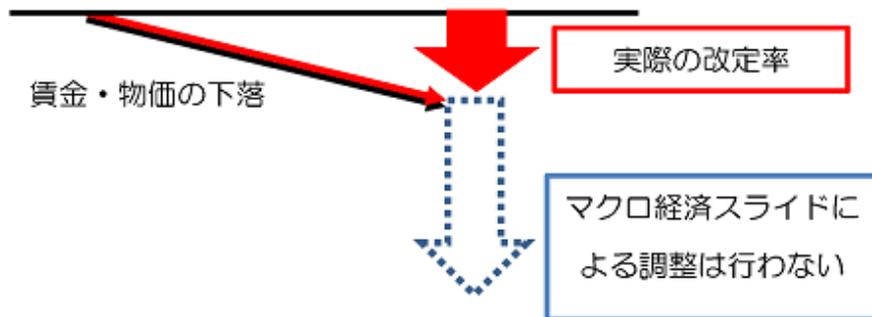
図：マクロ経済スライド（原則）

賃金や物価による改定率から、現役の被保険者の減少等に応じて算出した「スライド調整率」を差し引く



図：名目下限措置（賃金・物価下落の場合）

賃金・物価が下落した場合、マクロ経済スライドによる調整は行われず、年金額は賃金・物価の下落分のみ引下げ



《年金制度をめぐる主な課題（続き）》

（2）被用者保険の完全適用までにはクリアすべき課題が多い

- 勤務先・労働時間数等により適用の有無が異なる **被用者保険（厚生年金）の適用範囲拡大は、事業者の負担増に懸念**
- **フリーランス**（209万人）や**ギグワーカー**（短時間の複数就労者。推計170万人）は、**「労働者性」や中小企業における就労時間管理等に大きな課題**

（総務省「令和4年就業構造基本調査」）

【厚生年金のさらなる適用拡大による追加加入対象者数の概要】 2024年財政検証 オプション試算結果資料を再編加工

	週30時間以上	20～30時間	10～20時間	10時間未満
適用事業所	フルタイム 4590万人	パート 110万人 ※月収8.8万円以上 従業員51人以上の企業に勤務	860万人	180万人 (対象外)
		③110万人 月収8.8万円未満		
		①70万人 従業員50人以下		
非適用事業所	②20万人 5人以上個人事業所	④70万人 5人未満個人事業所		
	学生、雇用期間が2か月未満の労働者 20万人			

(1) : ①（企業規模要件撤廃） + ②（業種枠撤廃） = 90万人

(3) : ①～④（全個人事業所） = 270万人

(2) : ①～③（賃金要件撤廃） = 200万人

(4) : 水色部分全て = 860万人

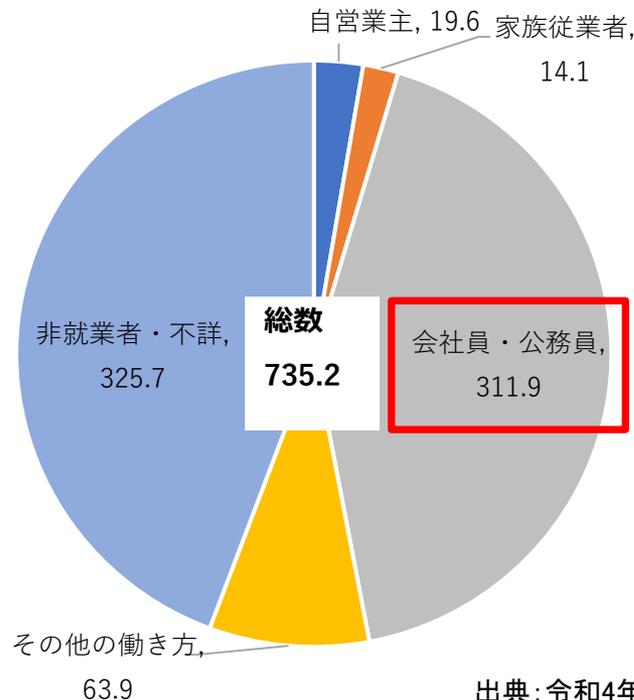
《年金制度をめぐる主な課題（続き）》

（3）第3号被保険者は、「年収の壁」を意識して働く人が多い

- 第3号被保険者（735万人）のうち、**パート主婦などの短時間労働者は312万人**
- 手取り収入の減少を避けるため「年収の壁」を意識して働いていると想定される人(月収7.8～10.8万円)は**約147万人**

(厚生労働省「令和4年公的年金加入状況等調査」)

図：就業形態別第3号被保険者数(単位：万人)



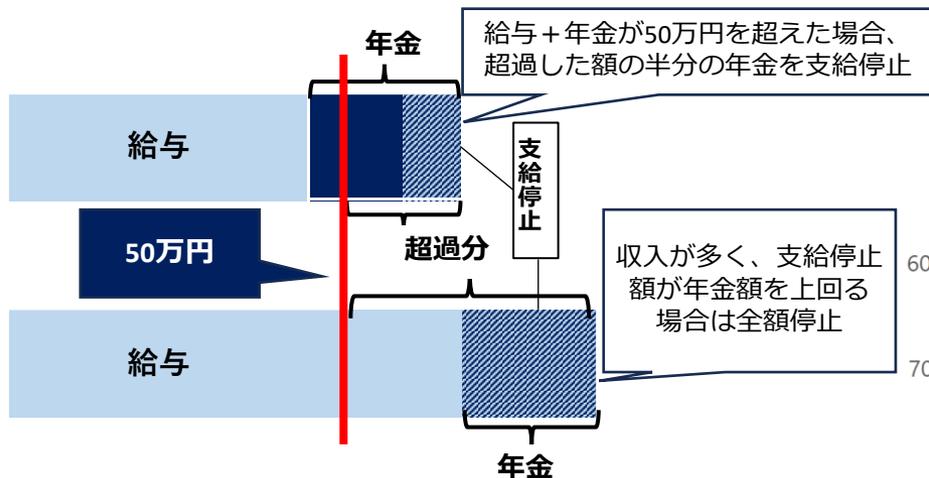
図：被用者として働く第3号被保険者の状況(単位：万人)

基本給(月額)	第3号被保険者数
会社員・公務員計	311.9
5万8千円未満	51.1
5万8千円～6万8千円	30.2
6万8千円～7万8千円	48.3
7万8千円～8万8千円	87.9
8万8千円～9万8千円	36.9
9万8千円～10万8千円	22.3
10万8千円～11万8千円	8.0
11万5千円～25万円	5.1
25万円～40万円	1.9
40万円以上	1.2
不詳	19.0

《年金制度をめぐる主な課題（続き）》

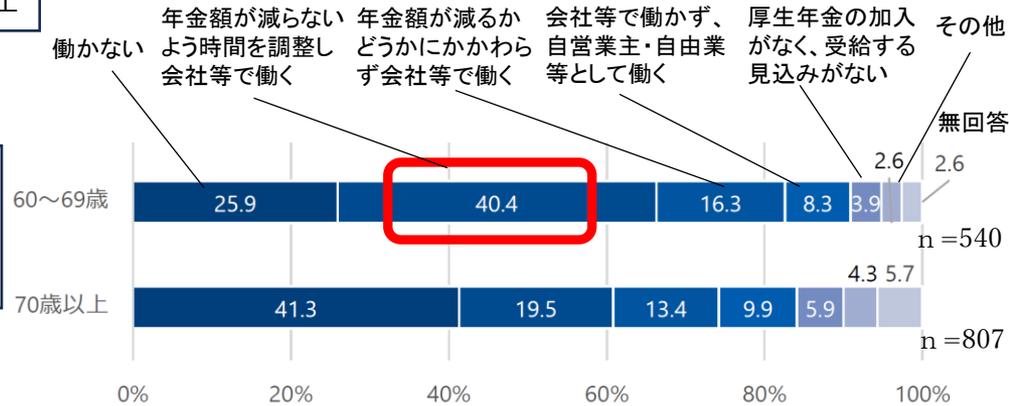
（4）就業時間調整を誘発している在職老齢年金制度

- 60歳代では、**年金額が減らないよう就業時間を調整して企業等で働く**と回答した人が**約4割**（内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」（2023年））



注：年金額に老齢基礎年金は含まない

図：厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方



出典：内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」（2023年）を基に厚生労働省作成

（5）減速感が見られる企業年金の普及促進

- 企業年金を実施している割合は**特に中小企業で低下**し、2008年と比較して半分近くの割合に（厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」）

1. 社会の変化に対応した年金制度への再構築に向けて

- ◆ 社会の変化を踏まえ、働ける環境にある人には能力に応じて働いてもらい、それを阻害する制度要因は是正すべき

(1) 被用者保険の適用拡大は、事業者の実情に配慮を

- 規模の小さい事業者における事務処理・コスト負担は重いことから、適用拡大はさらに段階的に進めるとともに、負担軽減の支援策を講じるべき

(2) 在職老齢年金制度は縮小ないし廃止を

- 働く意欲のある高齢者の就労促進を図るため、就業調整要因となっている在職老齢年金制度は縮小（支給停止ラインの引上げ）ないし廃止すべき

(3) 「年収の壁」問題の解消を

- いわゆる「年収の壁」問題は壁の額の上げ下げでは本質的解決とならない
- 現在の対策「支援強化パッケージ」の必要な改善・拡充を図るとともに、現実に起きている就業調整問題に対し、さらに有効な対策を検討すべき

(4) 第3号被保険者制度の解消に向けた検討を

- 本制度は、サラリーマン家庭の専業主婦（被扶養者）の老後の無年金をなくし年金受給権を確立するため、約40年前に導入
- 現在は、性別や婚姻の有無に関わらず、男女とも働いて収入を得ることが一般化。本制度を継続させる意義・必要性が大きく変化
- むしろ本制度が、主婦等被扶養者を非就業・低収入就業に固定化させる誘因になっているとの指摘もある
- 「年収の壁」問題の根底にある本制度の将来的（10年~20年後など）な解消について、早急に国民の合意を得る努力をすべき

(5) 多様な働き方にかかる保険適用には多面的な検討を

- 働き方が多様化する中、組織に属さないフリーランスやギグワーカー等に対する厚生年金適用の可否は、まず「労働者性」に関する整理が必要
- 仮に適用とする場合には、就労時間の合算など労務管理や保険料納付に係る煩雑な事務負担の極小化が大前提

2. 将来の公的年金の受給水準確保に向けて

(1) マクロ経済スライドの完全実施を（名目下限措置の撤廃）

- 現役世代の可処分所得を減少させず、将来の受給水準の確保を図るために有効な手法である「マクロ経済スライド」の着実な実施と、**同スライド機能を弱める名目下限措置の撤廃**

(2) 同スライドの調整期間一致については多角的な検討を

- **基礎年金水準の上昇効果と国費の追加負担（約1～2兆円）の問題**を比較衡量しつつ、現役世代に負担のしわ寄せがないよう検討すべき

(3) 基礎年金の保険料拠出期間の延長（40年→45年）の検討を

- **若年層の保険料負担減と将来の年金給付増の観点**から検討を前向きに進めるべき

3. 私的年金（企業年金・個人年金）の普及に向けた支援の拡充

- 企業年金の掛け金や事務負担に対する支援、**iDeCo+（イデコプラス・中小事業主掛金納付制度）の拡充**（最低拠出額の引下げ、拠出限度額の引上げ、税制インセンティブ拡充）や手続きの簡素化等、**中小企業への普及支援の強化**

4. その他の検討課題

(1) 標準報酬月額制度の見直し等の検討を

- マイナンバー利用等**デジタル化による、合理的な仕組み**への検討

(2) 標準報酬月額の上限引上げについては影響の見極めを

- **保険料負担が増加する事業者への影響**への見極めが必要

(3) 個人事業主等の厚生年金加入の検討を

- 厚生年金への理解と任意加入促進の観点から検討すべき